

# チャイナインターンシッププログラムの契約事項

株式会社シーアイピー（以下「甲」とします）、チャイナ・インターンシップ・プログラム参加者（以下乙とします）の間に締結されたチャイナ・インターンシップ・プログラム（以下「本プログラム」とします）の契約（以下「本契約」とします）内容は次の通りです。

## 第1条 本プログラムの目的

本プログラムは、中国（以下研修国と略す）において甲が実施、運営するビジネス研修プログラムであり、甲から乙に対して、乙が研修生として研修国内にある企業、公共団体等（以下「派遣先」と略します）でインターンシップ（無給または有給）に従事すること等を通じての研修の機会と中国生活の体験を提供することを目的とするものです。

## 第2条 プログラム範囲

- 甲は本契約に基づき、乙に対し次のサービスを提供します。
  - 派遣先企業の手配と斡旋
  - プログラム参加に必要な査証手続の案内
  - 派遣期間中の宿泊先の手配、取次ぎ
  - 指定空港から派遣先等までの空港出迎え手配  
※一部短期プログラムは甲指定の航空便を手配された方のみ
  - 日本出発前（研修前）の情報提供及び指導

## 第3条 費用の内訳

- 本契約の参加費用には次の費用が含まれます。
  - 派遣先企業の手配と斡旋
  - プログラム参加のために必要な査証手続の案内
  - 派遣期間中の宿泊先の手配
  - 指定空港から派遣先等までの空港出迎え手配  
※一部短期プログラムは甲指定の航空便を手配された方のみ
  - 日本出発前（研修前）の情報提供及び指導
  - 甲の現地提携機関を通しての緊急サポート費用
  - 事務諸経費
- 第3条(1)のサービス以外（本契約範囲外）のサービスに関しては、乙は甲に対して、別途費用を支払う必要があります。
- 次の費用は参加費用に含まれません。
  - 研修国への往復航空運賃
  - 査証申請費用
  - 海外傷害保険料
  - 現地宿泊費 ※一部短期プログラムは除く
  - 事前語学研修費用
  - その他の個人的な費用等
- 一部短期プログラムは参加費用に現地宿泊費を含みます。

## 第4条 参加条件

甲は、本プログラム参加者を面接により選考します。甲は、乙が参加者として適格と認められた場合に限り、乙の本プログラムへの参加を認めるものとします。

## 第5条 契約の成立

- 派遣条件
  - コースと期間：甲は、予め乙が選択したコース及び希望期間に従いコースと研修期間を手配します。
  - 研修希望職種と研修希望業種：甲は、乙が選考面接時に希望した職種及び業種に基づき派遣先企業を手配します。但し、研修生の語学力や経験、また受入先企業の事情により、必ずしも研修生の希望する企業または業種、職種での研修ができない場合があります。
  - 出発希望日：原則として、乙の参加申込時より乙の希望する研修開始時期まで最低3ヶ月の期間を必要とします。甲は可能な限り乙の希望出発月に乙が出發できるように手配を進めます。但し、研修国の当該機関の手続の遅延等の諸事情により実際の出発が遅れることもあります。
- 参加申込  
乙が、本プログラムへの参加を申し込む場合は、甲の指定する本プログラム参加申込書に所定事項を記入し、署名、捺印した上、別に定める参加申込金（登録料）を添えて甲に対して申し込むものとします。甲において、本プログラム参加申込書、参加申込金（登録料）を受領した時点で本契約が成立します。また、この時点をもって本契約の契約日と定めます。

## 第6条 キャンセル

本契約成立後、乙の事情により本契約を解除した場合は、乙は甲に対し、次の区分に従ってキャンセル料を支払います。この場合、甲は乙から受領した参加費用からキャンセル料を差し引いた金額を乙に払い戻します。なお、第3条(2)に該当する費用のキャンセル料及び払い戻し金額と、滞在のキャンセル料及び払い戻し金額については、当該機関の定めによります。

- 参加申込日から受入企業が決定するまでになされたキャンセル  
……登録料10,500円(税込)
- 受入先決定後のキャンセル  
……参加手数料の30% ※一部短期プログラムは参加手数料の50%
- 研修用査証取得終了後または受入先と契約締結後のキャンセル  
……参加手数料の50%
- 渡航後のキャンセル  
……参加手数料の全額

## 第7条 契約内容の変更

- 研修希望開始時期についての変更  
乙は、乙の研修希望開始時期についてのみ1回限り契約内容を変更する

事ができます。但し、別途登録料が必要となります。また、決定した派遣先を維持しておく事はできず、新たな派遣先の手配を行います。

## (2) その他の変更

- 甲は、以下の場合、本契約の内容を変更する事ができます。
- 不可抗力による事由により、甲が義務を履行する事が不可能または著しく困難になった場合
  - 派遣先企業を変更する必要が生じた場合
  - 乙から契約内容変更の申し出があり、甲が適当と認めた場合
  - その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

## 第8条 契約の解除

- 以下の場合、甲は乙に対して本契約を解除することができます。
- 乙の事情により、乙が本プログラム参加を取りやめた場合
  - 乙が、日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不適当であると認めた場合
  - 乙が研修国の公序良俗に反する行為をはじめ、研修国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不適当であると認めた場合
  - 乙が甲に対し、所定の期日までに参加費用全額の支払いをしなかった場合
  - 乙が正当な理由なく、事前ガイダンス等の甲のサービスを受領せず、又は研修を実施する上で必要な甲の指示に従わない等、甲が本契約を履行するのに困難な事情がある場合
  - その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適当であると認めた場合

## 第9条 手配の不能

- 甲は、乙が本プログラム参加申込受付後、甲が研修受入企業の斡旋ができなかった場合のみ以下の返金を行います。
- 派遣先企業の斡旋ができなかった場合  
……登録料10,500円(税込)を除いたお支払済み参加費用全額
  - 研修用査証取得ができなかった場合  
……登録料10,500円(税込)を除いたお支払済み参加費用全額

## 第10条 研修成果の不担保

本プログラムは、甲が乙に、インターンシップの機会を提供する事を本旨としています。従って、語学成績の向上などの研修成果や、インターンシップにおける資格取得、技能習得などの研修成果の獲得、研修終了後の就職の保証、研修による心理的満足を保証するものではありません。

## 第11条 損害賠償義務

乙の故意または過失により甲に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに甲に対し損害の賠償を行わなければならないとします。

## 第12条 免責事項

- 甲は本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合のみこれを賠償する責任を負担します。従って、以下に定める事項についての責任は一切負いません。
- 査証の発給の遅れによる出発の遅延
  - 郵便事情による出発の遅延（査証が届かない等）
  - 甲が定める乙による必要書類の提出が、甲の予め指定した期日までに、乙の事情により提出されない場合の出発の遅延
  - 甲が研修国の入管法に基づき乙に代わり取得代行した査証によって、乙が研修国に入国または滞在中の時に、何らかの事情により入国または滞在中、研修国の当該機関により拒否された場合
  - 研修国の入管法や他の乙の滞在中に関わる研修国の法の改定によって、予定していた滞在中の途中で本プログラムを終了する必要が生じた場合
  - 派遣先の都合による研修内容の変更や、派遣先の突然の倒産などを含む止むを得ない事情による期間の変更（甲は派遣先の業務内容や経営事情に一切の責任を負いません。）
  - 派遣先での良好な業務遂行や、乙の本プログラム参加による満足に対する保証
  - 派遣先における業務に起因した事故・係争・不利益
  - 運輸機関の遅延、ハイジャック、事故等による乙の損害
  - 疫病の流行、天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ等の不可抗力によって発生した乙の損害
  - 滞在先における盗難、事故、係争、不利益等乙が現地滞在中または渡航中に受けた損害
  - 乙の中国の法令、風俗、道徳、および派遣先機関の規則等の無知により乙が受けた損害等についての賠償責任
  - 派遣先の取次ぎ手配において、甲は乙の希望する職種／業種への取次ぎ手配を努力しますが、乙の能力、経験、語学力等の個人的事由、または研修国の社会的、経済的事事情により、必ずしも乙の希望職種／業種への取次ぎ手配を保証するものではありません。
  - 乙の意思により、研修を取りやめた場合の滞在費等の費用返金等の責任。
  - 甲が乙のために行う、渡航前のオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害。
  - 為替や物価の変動等による滞在費等の改定による乙の損害。

## 第13条 契約内容の変更

本契約は、事情により変更される事があります。